

三田市職員の配偶者同行休業に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(第4項において準用する場合を含む。)、第2項、第6項から第8項まで及び同条第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(第4項において準用する場合を含む。)、第2項、<u>第3項</u>、第6項から第8項まで及び同条第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u></p> <p>第6条の2 <u>法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u></p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>